

第4部 計画の推進に向けて

1 関係機関・地域等との連携

障害者施策は、福祉、保健・医療、雇用、教育等の様々な分野を対象とするものであり、また身近な地域での結びつきを強め、支え合う体制を整備するためには、各分野との連携が重要であることから、庁内関係部局の連携はもとより、サービス提供事業者、障害者団体、社会福祉協議会等の関係機関、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、民間企業、医療機関、国・県などの関係行政機関等との連携強化に努めます。

2 当事者の障害者施策への参加

障害者の視点に立った施策展開には、当事者が各種障害者施策へ参加・参画することが重要であることから、あらゆる機会を捉えて、障害者及び家族等のニーズや意見を把握し、施策に反映させていきます。

3 進行管理と評価

この計画は、本市における障害者施策全般に関わる基本理念、基本目標などを定めた基本計画という性格のみならず、障害福祉サービス等の実施に関する実施計画という性格も有するため、実施状況の把握、点検及び評価を行い、計画の進捗状況の確認を行います。

4 計画の弾力的運用

法改正等に伴う制度改正や、障害者の高齢化・重度化、生活環境の変化、財政事情の動向など社会経済環境の変化に応じて計画の弾力的運用に努めます。